

## 都市防災総合推進事業 地区要件チェック表

事業メニュー	地区要件		該当する要件に○
①災害危険度判定調査 ②住民等のまちづくり活動支援 ③地区公共施設等整備	・大規模地震発生の可能性の高い地域 (③は市街地 <sup>※1</sup> に限る)	地震防災対策強化地域(大規模地震対策特措法第3条第1項)	○
		南海トラフ地震防災対策推進地域(南海トラフ地震特措法第3条第1項)	
		日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特措法第3条第1項)	
	・住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月18日閣議決定)に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地を含む市(②と③)		
	・平成27年度の国勢調査の結果に基づく人口集中地区		
	・災害の危険性が高い区域を含む市街地 (指定等が確実な区域を含む <sup>※2</sup> )	洪水浸水想定区域(水防法第14条第1項)	
		雨水出水浸水想定区域(水防法第14条の2第1項)	
		高潮浸水想定区域(水防法第14条の3第1項)	
		土砂災害警戒区域(土砂災害防止法第7条第1項)	
		土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第9条第1項)	
津波防災地域づくり推進計画区域(津波防災地域づくり法第10条第2項)			
津波災害警戒区域(津波防災地域づくり法第53条第1項)			
津波災害特別警戒区域(津波防災地域づくり法第72条第1項)			
火山災害警戒地域(活動火山対策特別措置法第3条第1項)			
上記以外の国又は地方公共団体により災害の発生の危険性が明示され、警戒避難体制がとられている区域	具体的な区域名		
上記区域と隣接する区域(③に限り、当該地区からの避難のために地区外において整備する必要がある場合)	隣接区域名		
④都市防災不燃化促進	・三大都市圏の既成市街地(首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域又は名古屋市の区域(これらに接続して既に市街地を形成している区域内の土地を含む。))		
	・大規模地震発生の可能性の高い地域	地震防災対策強化地域(大規模地震対策特措法第3条第1項)	
		南海トラフ地震防災対策推進地域(南海トラフ地震特措法第3条第1項)	
		日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内の人口概ね10万人以上の市(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特措法第3条第1項)	
	・指定市		
	・道府県庁所在の市		
	・住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月18日閣議決定)に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地を含む市		
・平成27年度の国勢調査の結果に基づく人口集中地区			
⑤木造老朽建築物除却事業	・住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月18日閣議決定)に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地		
⑥被災地における復興まちづくり総合支援事業	・激甚災害による被災地	激甚災害に指定された災害により被災し、激甚災害法第3条の規定に基づく措置が適用された市町村	
		東日本大震災復興特別区域法第46条に規定する復興整備計画の区域の市町村	

※1：「市街地」とは、都市計画区域内及び同区域外の独立した家屋が10戸以上隣接している地域

※2：確実に指定等がされることを証明する資料が確認できる場合に「○」(確認できる資料も添付すること)

### 都市防災総合推進事業 交付要件チェック表（地区公共施設等整備）

事業メニュー	交付対象		交付要件	該当する要件に○
事業計画の作成	現況調査費		-	
	基本設計費		-	
	事業計画作成費		-	
都市施設公園	測量試験費		-	
	実施設計費		-	
	工事費		-	
	用地費		-	
	補償費		-	
地区公共施設整備	測量試験費		-	
	実施設計費		-	
	工事費	(道路)	幅員 4メートル以上のもの	○
		(道路以外)	-	
	用地費	(道路)	幅員 4メートルを超える部分	○
			幅員要件なし（南海トラフ地震により津波被害が想定される地域において整備される道路であって、周辺における避難路の整備状況等を勘案して、津波の発生時における円滑な避難の確保のために国が必要と認めるもの）	
		(道路以外)	-	

	補償費	(道路)	幅員 6メートル以上		
		(道路)	幅員 4メートル以上 (南海トラフ地震により津波被害が想定される地域において整備される道路であって、周辺における避難路の整備状況等を勘案して、津波の発生時における円滑な避難の確保のために国が必要と認めるもの)		
		(道路以外)	敷地内に耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常通信システム等の災害応急対策施設の整備		
避難経路転換用地の取得	・用地費 ・補償費	社会資本総合整備計画に右記の事項を定めた避難緊急整備計画を記載する。	①避難経路の整備方針 ②避難経路及び避難経路転換用地の位置 ③避難経路の整備に要する費用 ④計画期間 ⑤その他必要な事項		
防災まちづくり拠点施設整備 (経過措置)	測量試験費		-		
	実施設計費		-		
	工事費		-		
	用地費	南海トラフ地震により津波被害が想定される地域において整備される道路であって、周辺における避難路の整備状況等を勘案して、津波の発生時における円滑な避難の確保のために国が必要と認めるものに係る費用に限る。			
	補償費	南海トラフ地震により津波被害が想定される地域において整備される道路であって、周辺における避難路の整備状況等を勘案して、津波の発生時における円滑な避難の確保のために国が必要と認めるものに係る費用に限る。			
地区緊急避難施設整備	・測量試験費 ・実施設計費 ・工事費 ・用地費 ・補償費	災対法に基づく指定緊急避難場所に指定			
		災対法に基づく指定緊急避難場所に指定見込み		指定が確実と判断した資料	
		地区防災計画等の市町村内の一定の区域 (地区レベル) の住民等の避難や防災に関する計画 <sup>※</sup> に基づき整備		具体的な計画名	
		地方公共団体が地方公共団体以外の交付金事業者 <sup>※</sup> に補助する場合 (防災街区整備推進機構に補助する場合を除く。)、当該施設が①から③までの全てに適合	①当該施設の所有者等と地方公共団体が災害時協定等の締結により、当該施設を災害時拠点として使用する旨取り決めている。		
			②当該施設の避難場所としての運営については、原則として自治体 <sup>※</sup> が実施する。施設所有者等の協力を得て行う場合には、確実に運営されるよう、災害時協定等に定められている。		
			③10年以上避難場所として利用されることが確実な施設である。		
		専ら避難施設として利用			
		施設の有効活用のため平時に避難施設以外の用途で利用する場合			具体的な用途
間接補助の場合は、地方公共団体の補助する額の1/2又は全体事業費の1/3いずれか低い額					

※地区レベルの避難や防災に関する計画と判断できる部分を抜粋して提出してください。